

管理 No.	申 055
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	奈良市名勝大乘院庭園文化館の使用承認
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市名勝大乘院庭園文化館条例(平成8年奈良市条例第13号) 第4条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>奈良市名勝大乘院庭園文化館の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市名勝大乘院庭園文化館条例 第5条・奈良市大乘院庭園文化館条例施行規則(平成8年奈良市規則第19号) 第4条・名勝大乘院庭園文化館運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市名勝大乘院庭園文化館条例】 (使用の不承認)</p> <p>第5条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。 <p>【奈良市名勝大乘院庭園文化館条例施行規則】 (使用の承認等の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により館の使用承認を受けようとする者は、名勝大乘院庭園文化館使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 展示室を使用する場合 使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6箇月に当たる日から使用前10日に当たる日までの間(2) 茶室、和室又は会議室を使用する場合 使用日の属する月の初日前3箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、展示室と併せて使用する場合は、前号の期間
標準処理期間	即日
最終更新日	平成31年4月1日更新